

個人ローン契約に関する重要事項の確認書

長野信用金庫

私は、長野信用金庫とフリーローン「快速！なんでも応援団」の取引を行うことに際し、下記事項について確認しました。

1. ご融資と会員資格について

当金庫は、信用金庫法に基づき、原則として会員の方にご融資することが定められております。

会員資格は、当金庫の地区内にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方およびその役員の方となっております。

したがって、ご融資後に転居や転勤等により会員資格を失った場合は、それ以後新たなご融資が受けられなくなるとともに、すでにご利用いただいているお借入金については、ご返済のみのお取引となります。

このような場合は直ちに取扱店にご連絡をお願い致します。

2. 届出事項の変更について

氏名、住所等当金庫に届け出た事項に変更があった場合は、直ちに書面により届け出ることをローン契約規定第 15 条により合意しております。

3. 期限前の全額返済義務について

期限前に全額返済義務を負う場合については、ローン契約規定第 6 条において合意しております。具体的な事例につきましては、規定をご確認願います。

4. 反社会的勢力の排除について

反社会的勢力の排除については、ローン契約規定第 7 条において合意しております。

5. 「快速！なんでも応援団」に関する手数料について

下記手数料がかかります。

消費性資金・事業性資金	
一部繰上返済手数料	当金庫所定の手数料とします
条件変更手数料	
全部返済手数料	

※ 資金用途が運転・設備の場合は、事業性資金となります。

※ 手数料については、一部繰上返済、全部繰上返済、条件変更を行う時点における所定の手数料が必要となります。

詳しくはリーフレットの「各種 手数料一覧」または当金庫ホームページ「手数料一覧」をご覧ください。